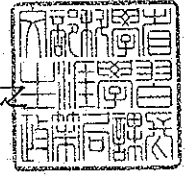


23高学支第56号
平成23年12月8日

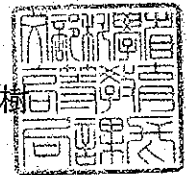
各国公私立大学長
各国公私立高等専門学校長
各都道府県知事
各都道府県教育委員会
殿

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課長
藤野 公



(印影印刷)

文部科学省高等教育局学生・留学生課長
松尾 泰



(印影印刷)

留学サービス事業者に対する新たな認証制度の開始について（通知）

各大学等(短期大学、高等専門学校、専修学校を含む。以下同じ。)におかれましては、日頃より学生等の海外留学に関し、学生等に対する指導、助言などに御尽力いただき、お礼申し上げます。

海外留学を希望する学生等への海外留学あっせん事業者の利用に関する留意点の周知徹底等については、平成22年7月13日付け22高学支第30号「学生等の海外留学に関する情報提供等について（通知）」によりお願いしているところです。

今般、関連する事業者団体及び消費者団体による検討の結果、「留学あっせんサービス」に関して、新たな自主ルールが作成されるとともに、そのルールの第三者認証機関として、一般社団法人「留学サービス審査機構」が設立され、本年11月25日より認証制度が開始されましたのでお知らせいたします。(留学サービス審査機構ホームページ <http://www.jcross.or.jp/>)

つきましては、各大学等におかれましては学生等へ、各都道府県及び各都道府県教育委員会におかれましては所管の専修学校に対し、この旨周知くださいますようお願いいたします。

本件連絡先

文部科学省高等教育局学生・留学生課留学生交流室

TEL 03-5253-4111